

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福岡市

2 構造改革特別区域の名称

環境にやさしい都市・福岡カーシェアリング特区

3 構造改革特別区域の範囲

福岡市の全域

4 構造改革特別区域の特性

福岡市は西日本有数の大都市として発展を続けているが、近年その発展とともに、特に都心部において自動車交通公害による大気汚染が顕著となっており、たとえば都心の天神地区においては、二酸化窒素（NO₂）などが国の定める環境基準を超える状況が続いている。このような状況を受け、平成 15 年度には環境大臣から福岡県知事に対し、環境基本法第 17 条第 1 項に基づき、福岡地域（福岡市）を対象とし、自動車交通公害対策などを主要課題とする「公害防止計画」を策定するよう指示がなされ、計画書を策定したところである。このように、福岡市、特に都心部の大気汚染は深刻な状況にあると言える。

こうした中、自動車の使用を抑えた環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るため、複数の会員が共同で自動車を所有し、必要に応じて利用するシステムである「カーシェアリング事業」が 2002 年より福岡市内で展開された。これはパイロット事業としての特例的許可に基づくもので、事業運営は環境 NPO 法人が行い、イニシャルコストの負担として、福岡市が車両 10 台を無償貸与し、九州電力が車両リース料・システム開発費等を寄付するという、NPO・行政・企業の共働により進められているものであり、全国的にも例のない先進的モデルとなっている。

こうした中、当該特区の認定がなされることにより、さらに業務の円滑化・新規参入などを促され、サービスの向上・カーシェアリングの普及がより一層促進されるものと期待されているところである。

5 構造改革特別区域計画の意義

カーシェアリングは、低公害車の効率的活用が可能になるほか、通常、車を所有していれば、ほとんど何も考えず車を利用するような場合にも、カーシェアリングはその利用の都度料金が発生するため、使用者は常に公共交通機関の利用などの利便性・経済性を比較考量することとなり、その結果、車の使用抑制効果があるとされている。

このため、カーシェアリング事業により、社会的なメリットとして、自動車台数の減少による交通量や排出ガスの減少、駐車場や道路用地の他用途への利用といった効果が見込まれるほか、自動車の使用そのものを見直し、過度の自動車依存から脱却するきっかけとして作用することが期待される。また個人にとっては自動車の利便性を確保しつつ、自動車の所有コストを節減できるメリットがある。

しかしながら、我が国において実績のないカーシェアリング事業を普及させるためには、経費節減による低料金の実現と、車を所有した場合と比較しても遜色ない高い利便性が不可欠となる。そのためには、ITを最大限活用することにより、車両貸し出しステーションの無人化などを実現し、安全性を確保しつつ運営形態の効率化・低コスト化、利便性の確保・向上を図ることが不可欠であると考えられる。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) ライフスタイルの転換による持続可能な社会の実現

過度の自動車交通は地球温暖化・大気汚染・エネルギー問題などさまざまな問題を生じさせているが、カーシェアリング事業の推進により、この問題の根本原因と考えられる「過度に自動車依存した社会」からの脱却を図る。

またカーシェアリングをきっかけとして、ごみ・自然保護・省エネなどさまざまな分野における環境保全意識の高まりなどとの相乗効果により住民意識の変化を促し、ライフスタイルの転換による持続可能な社会の形成を目指す。

(2) 大気汚染の緩和・地球温暖化防止

カーシェアリングには車両数の減少による地球温暖化ガス発生・大気汚染抑制効果のみならず、初期費用のかかる低公害車の普及・利用を無理なく進めることができるというメリットがある。これらにより地球規模での課題でもある地球温暖化の防止を図るとともに、深刻になっている福岡市の大気環境の改善を図る。

(3) 交通渋滞の緩和

車の共同利用による公共交通機関の利用促進により、車両数が減少し、交通渋滞の緩和が期待され、福岡市内で「1,000億円」弱とも言われる交通渋滞による社会的損失の減少を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 環境における直接的効果

カーシェアリングによる低公害車の効率的活用・車の使用抑制効果等により直接的に下記の項目について削減・緩和効果が見込まれるところである。

- ・ガソリン等燃料使用の削減
- ・大気汚染・CO₂発生抑制効果
- ・渋滞緩和効果

(2) 環境における間接的効果

カーシェアリングの普及は、市民に車との新しい関係を提案するものであり、車に過度に依存した生活からの脱却をはじめ、ひいては低公害車の利用・エコドライブの推進にも啓発効果があるものと考えられる。

(3) 経済的効果

カーシェアリングを利用する企業は、その利便性・経済性を活用することにより、費用の削減・土地の有効活用など経営の効率化が図られ、新たな設備投資・事業拡大などが進められることなどが期待される。これらの結果、ひいては地域経済の活性化・雇用の増大などの一定の経済的効果につながるが見込まれると考えられる。

8 特定事業の名称

1217 環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

別紙

1 特定事業の名称

1 2 1 7 環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内においてレンタカー型カーシェアリング事業を行う者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業を行う主体

株式会社マツダレンタカー

(広島県広島市南区金屋町 2-15)

(2) 事業が行われる区域

福岡市域全域を予定

(3) 事業の実施期間

平成 17 年 10 月(予定)より

(4) 事業により実現される行為

特区内において、レンタカー事業者が低燃費・低排出ガス認定車など環境にやさしい車両の無人店舗での貸出し(レンタカー事業)を事業化する。事業化にあたっては、

1. 個人所有の自家用車の代替

2. 官公庁・企業の公用車・社用車の代替

の 2 点に焦点を当てた事業展開を計画している。

(5) 整備される施設

・カメラ付端末機などを備え、鍵の貸渡し等を行う無人貸出しステーション

・位置検索装置を装備した貸出し車両(低燃費・低排出ガス認定車を予定)

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 当該規制の特例措置の必要性

我が国において実績のないカーシェアリング事業を普及させるためには、経費節減による低料金の実現と、車を所有した場合と比較しても遜色ない高い利便性が不可欠となる。そのためには、IT を最大限活用することにより、車両貸出しステーションの無人化などを実現し、安全性を確保しつつ運営形態の効率化・低コスト化、利便性の確保・向上を図ることが不可欠であると考えられる。よって当該特例措置が必要であると考えられる。

